

## 社会福祉法人筑前会 旅費支給規程

### (目的)

第1条 この規程は本法人の業務のために旅行する役員及び職員対し支給する旅費について必要な事項を定めることを目的とする。

### (出張の意義)

第2条 この規程において出張とは、役員及び職員が業務のため一時その勤務場所を離れて旅行することをいう。

### (旅費の支給)

第3条 役員及び職員が出張した場合には、当該役員及び職員に対し旅費を支給する。

### (旅行命令)

第4条 出張は、理事長（本部）施設長（施設）、又はその委任を受けた者の発する旅行命令によって行わなければならない。

### (旅費の種類)

第5条 旅費の種類は、鉄道賃、航空賃、車賃、船賃、日当及び宿泊料とする。

### (鉄道賃)

第6条 鉄道賃は次に掲げる旅客運賃及び急行料金による。

- (1) 運賃の等級は普通運賃とする。
- (2) 急行料金を徴収する線路による旅行の場合は、次の各号の一に該当する場合に限り急行料金を支給する。
  - イ 新幹線を運行する路線による旅行で、特に旅行命令者の承認を得て乗車するもの。
  - ロ 特別急行列車を運行する路線による旅行で片道 100 k m 以上のもの。
  - ハ 普通急行列車を運行する路線による旅行で片道 50 k m 以上のもの。

### (航空賃)

第7条 航空旅行について理事長が特に認めた場合は現に支払った航空運賃を支給することができる。

(車賃)

第8条 鉄道路線を使用出来ない地区の旅行の場合は、交通機関の実費額とする。

(船賃)

第9条 船賃は、2等実費を支給する。ただし、2等実費を更に2以上に区分する船舶の場合は、2等内の最上級の運賃を支給する。

(日当)

第10条 日当は、旅行中の日数に応じ別表の定額により支給する。

(宿泊料)

第11条 宿泊料は、福岡県を県内として、福岡県以外を県外とし別表の一夜当たりの定額により支給する。

(旅費の計算)

第12条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。但し公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合にはその現によった経路及び方法によって計算する。

(旅費の請求手続)

第13条 旅費の支給を受けようとする旅行者は、所定の請求書に必要な書類を添えてこれを当該旅費の支出命令者に提出しなければならない。

(役員交通雑費)

第14条 法人の理事・監事・評議員である者が、法人が開催する理事会、評議員会等への出席及び監事による内部監査のための会議出席に対する交通費及び雑費は別表の定額により支給する。

(その他委員交通雑費)

第15条 オンブズマン・入所判定委員会・運営推進会議委員の会議出席に対する費用弁償として2,500円支給する。

(その他)

第16条 この規程によるもののほか、必要ある場合についてはその都度理事長が定める。

## 附則

1. 本規則は令和1年10月1日から施行する。
2. 令和2年10月10日より、一部改正する。

別表1 車賃、日当、宿泊料及び食事料

区 分	車 賃 (1 kmにつき)	日 当	宿泊料(一夜につき)		食事料
			甲 地	乙 地	
1 等級の職務にある者 (福祉職 5 級)	15	3,000	20,000	18,000	1,500
2 等級の職務にある者 (福祉職 4 級・3 級)	15	1,500	18,000	13,000	1,300
3 等級の職務にある者 (福祉職 2 級・1 級)	15	1,300	15,000	10,000	1,100

宿泊料の項中、甲地方とは、県外を言う。  
乙地方とは、県内を言う。

別表2

区 分	車 賃 (1 kmにつき)	日 当	宿泊料(1 夜につき)	食事料
役 員	実 費	3,000	20,000	1,500
役職員以外の者	実 費	2,000	18,000	1,100

別表3

(1)公共交通機関（鉄道、バス等）利用の場合：実費額とする。

(2)タクシー利用の場合

距離	交通費(片道)	往復	雑費	交通費雑費
～5km	2,000	4,000	1,000	5,000
6～10km	3,250	6,500	1,000	7,500
11～15km	4,500	9,000	1,000	10,000
16～20km	5,750	11,500	1,000	12,500
21～25km	7,000	14,000	1,000	15,000
26km～	8,250	16,500	1,000	17,500
31km～	9,500	19,000	1,000	20,000